

豊中市開発行為等に関する手引き新旧対照

(現行)	(改正案)
目 次	目 次
<p>手続に必要な書類</p> <p>1. 事前相談に必要な書類29</p> <p>2. 条例第23条の協議の申出に必要な書類29</p> <p>3. 工事完了の届出に必要な書類31</p> <p>4. 公共公益施設の移管に必要な書類32</p> <p>開発行為等に関する手続きの流れ34</p> <p>附則35</p> <p>(1) 道路の整備に関する事項</p> <p>4 道路の構造及び整備</p> <p>(1)~(5) (省 略)</p> <p>(6) 交通安全施設</p> <p>交通事故の防止を図るため土地の状況及び開発行為等の計画に応じて、防護柵、反射鏡、照明、区画線その他安全施設等を設置すること。</p> <p>ア 防護柵</p> <p>道路が、崖地、擁壁、石積、水路等に接している場合は、防護柵等を設置して安全対策を講じること。</p> <p>イ 反射鏡・マーキング</p> <p>交差点部分には、反射鏡・マーキングを設置すること。</p> <p>ウ 照明</p> <p>次に掲げる道路の種類に応じて、新設道路及び既存道路との交差点に、<u>街路灯等の照明</u>を設置すること。ただし、行き止り道路となる場合は、この限りでない。</p> <p>(7) <u>幅員が5m未満の道路</u></p> <p>① <u>街路灯の設置間隔は概ね3.5mとする。設置工法は、原則として関西電力柱共架とすること。なお、配光が効果的になるように電柱の位置をあらかじめ、電力会社と調整すること。</u></p> <p>② 設置器具は、<u>LED16VA (FL-20相当)</u> とすること。</p> <p>(4) <u>幅員が5m以上の道路</u></p>	<p>手続に必要な書類</p> <p>1. 事前相談に必要な書類29</p> <p>2. 条例第23条の協議の申出に必要な書類29</p> <p>3. 工事完了の届出に必要な書類31</p> <p>4. 公共公益施設の移管に必要な書類32</p> <p><u>5. 未計画地等に関する報告書について.....33</u></p> <p><u>6. 手続きの様式34</u></p> <p>開発行為等に関する手続きの流れ<u>35</u></p> <p>附則<u>36</u></p> <p><u>(別添様式)</u></p> <p>(1) 道路の整備に関する事項</p> <p>4 道路の構造及び整備</p> <p>(1)~(5) (省 略)</p> <p>(6) 交通安全施設</p> <p>交通事故の防止を図るため土地の状況及び開発行為等の計画に応じて、防護柵、反射鏡、照明、区画線その他安全施設等を設置すること。</p> <p>ア 防護柵</p> <p>道路が、崖地、擁壁、石積、水路等に接している場合は、防護柵等を設置して安全対策を講じること。</p> <p>イ 反射鏡・マーキング</p> <p>交差点部分には、反射鏡・マーキングを設置すること。</p> <p>ウ 照明</p> <p>次に掲げる道路の種類に応じて、新設道路及び既存道路との交差点に、<u>防犯灯などの道路照明施設(以下、照明施設という。)</u>を設置すること。</p> <p>(7) <u>道路幅員が5m未満の道路</u></p> <p>① <u>照明施設の設置間隔は概ね3.5mとし、原則として電柱共架とすること。ただし、これによる照度が不十分な場合は、単独柱で設置すること。</u></p> <p>② 設置器具は、<u>市の標準品と同等とし、規格についてはLED10VA (蛍光灯20W) 相当</u> とすること。</p> <p>(4) <u>道路幅員が5m以上の道路</u></p>

豊中市開発行為等に関する手引き新旧対照

(現行)	(改正案)								
<p>① 街路灯の設置間隔及び構造について市長と協議すること。</p> <p>② 設置器具は、LED16VA (FL-20相当) 以上、LED40VA (100W水銀灯相当) 未満とすること。</p> <p>㊦ その他 上記事項に規定するもののほか、道路管理者が必要とする事項は、別途協議すること。</p> <p>(7)~(8) (省 略)</p> <p>(9) 地下埋設物の標準配置 下記図を参考に地下埋設物を配置すること。</p> <p>(10)~(12) (省 略)</p>	<p>① <u>照明施設</u>の設置間隔及び構造について市長と協議すること。</p> <p>② 設置器具は、<u>市の標準品と同等とし、規格についてはLED10VA (蛍光灯20W) 相当以上、LED20VA (水銀灯100W) 相当</u>未満とすること。</p> <p>㊦ その他 上記事項に規定するもののほか、道路管理者が必要とする事項は、別途協議すること。</p> <p>(7)~(8) (省 略)</p> <p>(9) 地下埋設物の標準配置 下記図を参考に地下埋設物を配置すること。 <u>なお、新たに設けられる道路については無電柱化に努めること。</u> <u>(工事着手までの期間が2年未満のものは協議による。)</u></p> <p>(10)~(12) (省 略)</p>								
<p>手続に必要な書類 1 から 4 まで (省略)</p>	<p>手続に必要な書類 1 から 4 まで (省略)</p> <p><u>5. 未計画地等に関する報告書について</u></p> <p><u>500㎡以上の同一区域の土地の一部を計画に含まずに土地利用を行う場合、土地利用を行わない当該土地の一部について「未計画地等に関する報告書」のあらかじめの提出を求めています。</u></p> <p><u>※未計画地により、実際に土地利用を行う規模が500㎡未満となる場合でも、建築確認申請前の同報告書の提出が必要です。</u></p> <p><u>(1) 提出書類</u></p> <p><u>ア 未計画地等に関する報告書</u></p> <p><u>イ 添付図書</u></p> <table border="1" data-bbox="1525 1289 2626 1661"> <tr><td><u>誓約書</u></td></tr> <tr><td><u>開発行為等区域区域図</u></td></tr> <tr><td><u>現況図</u></td></tr> <tr><td><u>土地利用計画図 (未計画地を含む)</u></td></tr> <tr><td><u>求積図</u></td></tr> <tr><td><u>公図</u></td></tr> <tr><td><u>登記簿謄本</u></td></tr> <tr><td><u>印鑑証明書</u></td></tr> </table> <p><u>(2) 未計画地における土地利用</u></p> <p><u>当初の計画 (建築物の建築) から3年以内に未計画地において新たに土地利用を行う場合は、当初の計画との一体的な土地利用とみなし、未計画地を含めた区域全体を開発行為等の区域とした手続きが必要となる場合があります。</u></p>	<u>誓約書</u>	<u>開発行為等区域区域図</u>	<u>現況図</u>	<u>土地利用計画図 (未計画地を含む)</u>	<u>求積図</u>	<u>公図</u>	<u>登記簿謄本</u>	<u>印鑑証明書</u>
<u>誓約書</u>									
<u>開発行為等区域区域図</u>									
<u>現況図</u>									
<u>土地利用計画図 (未計画地を含む)</u>									
<u>求積図</u>									
<u>公図</u>									
<u>登記簿謄本</u>									
<u>印鑑証明書</u>									

豊中市開発行為等に関する手引き新旧対照

(現行)	(改正案)
	<p>6. 手続きの様式</p> <p><u>豊中市土地利用の調整に関する条例施行規則第23条の規定による開発行為等の手続に係る申出書等の様式は、次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>開発行為等協議申出書…………… [様式第1-1号]</u> <u>※消防 …… [様式第1-1-2号]</u> <u>※上下水道 [様式第1-1-3号]</u> ・ <u>協議内容確認書…………… [様式第1-2号]</u> <u>※消防 …… [様式第1-2-2号]</u> <u>※上下水道 [様式第1-2-3号]</u> ・ <u>開発行為等協議申出取下げ届出書…………… [様式第1-3号]</u> ・ <u>開発行為等区域に含まれる地域の名称一覧表…………… [様式第1-4号]</u> ・ <u>開発行為等区域に含まれる従前の公共施設一覧表…………… [様式第1-5号]</u> ・ <u>開発行為等区域に含まれる新たに設置される公共施設一覧表… [様式第1-6号]</u> ・ <u>誓約書（工場、倉庫等）…………… [様式第1-7号]</u> ・ <u>誓約書（排水）…………… [様式第1-8号]</u> ・ <u>開発行為等事前相談書…………… [様式第2-1号]</u> ・ <u>開発行為等事前相談返答書…………… [様式第2-2号]</u> ・ <u>開発行為等事前相談取下げ届出書…………… [様式第2-3号]</u> ・ <u>開発行為等変更協議申出書…………… [様式第3-1号]</u> <u>※消防 …… [様式第3-1-2号]</u> <u>※上下水道 [様式第3-1-3号]</u> ・ <u>協議内容確認書（変更）…………… [様式第3-2号]</u> <u>※消防 …… [様式第3-2-2号]</u> <u>※上下水道 [様式第3-2-3号]</u> ・ <u>開発行為等変更届出書…………… [様式第4-1号]</u> ・ <u>開発行為等地位承継届出書…………… [様式第5-1号]</u> ・ <u>開発行為等地位承継承認申出書…………… [様式第6-1号]</u> ・ <u>開発行為等地位承継承認通知書…………… [様式第6-2号]</u> ・ <u>開発行為等地位承継不承認通知書…………… [様式第6-3号]</u> ・ <u>開発行為等地位承継承諾書…………… [様式第6-4号]</u> ・ <u>開発行為等着手届出書…………… [様式第7-1号]</u> ・ <u>開発行為等完了届出書…………… [様式第8-1号]</u> ・ <u>開発行為等適合通知書…………… [様式第8-2号]</u> ・ <u>開発行為等廃止届出書…………… [様式第9-1号]</u> ・ <u>未計画地等に関する報告書…………… [様式第10-1号]</u> ・ <u>誓約書（未計画地）…………… [様式第10-2号]</u>
<p>開発行為等に関する手続きの流れ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 40px;"> 土地利用（都市計画・まちづくり）に関する情報の提供 </div>	<p>開発行為等に関する手続きの流れ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 40px;"> 土地利用（都市計画・まちづくり）に関する情報の提供 <u>※未計画地等に関する報告書・開発許可判定願書の提出</u> </div>